

平成30年6月12日

職員の行政処分について

1 処分事案

- (1) ①ハラスメント行為
②職場内での不適切行為
③飲酒運転
- (2) 職場内での不適切行為

2 被処分者

- (1) 管理職 男性 40代
- (2) 一般係員 女性（セクハラ被害女性とは別人） 20代

3 処分内容

- (1) 停職9か月及び管理職からの降任
- (2) 減給10分の1（6か月）
(1)及び(2)とも平成30年6月12日付け

4 事案の概要

男性管理職が女性係員に対し、職場の飲み会において胸を揉んだり、車中においてキスをしたりするなどのセクハラを行った。

セクハラ事案について聞き取り調査を行った際に、男性管理職と女性係員（セクハラ被害女性とは別人）による職場内での不適切行為が発覚した。

また、聞き取り調査において、男性管理職がパワハラが疑われる行為や飲酒運転を行ったことについて、複数の証言が得られた。

以上により、男性管理職及び女性係員を懲戒処分とした。

さらに、処分事案の調査を通じて判明した事実から、当該男性職員は管理職として適格性に欠けているものと判断したため、降任処分とした。

なお、被処分者の所属、職位、年齢、事案の詳細については、セクハラ被害者の特定及び精神的苦痛につながる恐れがあるため、本人の申し出を踏まえ、公表は差し控える。

上記事案に係る管理監督責任として、当時の上司を訓告処分した。

5 再発防止策

全職員が公務員としてのモラルを強く持って行動するように、各所属でコンプライアンスについての話し合いを行い、結果報告を求める。

また、本人に対して、別途、個別研修を実施する。

職員課人事係 TEL898-6507（内 3507）
